

新型コロナウイルス感染症対策 関連情報  
新型コロナウイルス感染症対策に関する  
経過等について



ターゲット 3.3

令和2年3月13日

郡山市保健福祉部

保健所総務課

担当：朝倉 陽一

TEL：924-2120

SDGs ターゲット 3.3 「伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する」

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関し、3月10日までの経過等について、  
別紙のとおりお送りいたします。

# 1 新型コロナウイルス感染症に関する対応について

日付	対 応
1月8日	厚労省通知「非定型肺炎の集団発生に係る注意喚起（厚生労働省）」を保健所から市内医療機関へ情報提供
1月17日	国内第患者発生（厚労省ウェブ）、疑似症サーベイランスの症例定義（国立感染症研究所）を保健所から市内医療機関へ情報提供
1月23日	厚労省通知「院内感染対策の徹底」を保健所から市内医療機関へ周知
1月27日	<b>庁議</b> ○新型コロナウイルス感染症について情報共有
1月29日	「令和元年度第1回郡山市健康危機対策本部会議」 ○新型コロナウイルス感染症について情報共有、各部局の対応確認。
1月30日	「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令等の施行について」保健所から市内医療機関へ周知
1月31日	「郡山市新型コロナウイルス感染症対策連絡調整会議」 ○新型コロナウイルス感染症について(情報共有)
2月1日	「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める」政令施行
2月3日～ (原則毎日)	<b>二役打合せ</b> ○情報共有、市の方針等確認
2月3日～ (原則毎日)	<b>保健所課長会議</b> ○情報共有、方針確認、各部局の相談対応（行事や施設の衛生管理、実施（中止・延期）の判断等）
2月3日	「令和元年度第1回郡山市健康危機対策連絡調整会議」 ○新型コロナウイルス感染症の各課対応を情報共有。
2月3日	感染症指定医療機関 公立岩瀬病院長との打ち合わせ（保健所長出席）
2月4日	県中保健福祉事務所との調整会議（保健所長出席）
2月6日	新型コロナウイルス感染症対策会議 (県中保健福祉事務所主催) (保健所長出席)
2月6日	新型コロナウイルス感染症の対応に関する全国衛生主管部(局)長会議 (保健所長出席)
2月7日	<b>帰国者・接触者相談センター 設置</b> <span style="float:right">P.2</span> 024-924-2163
2月7日	中華人民共和国湖北省から帰国した「新型コロナウイルス感染症」患者の対応について(依頼) 郡山医師会長、郡山市保健所長(連名)から市内医療機関へ通知。
2月10日	県プレスリリース:「新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について」
2月14日	県プレスリリース:「クルーズ船乗船者の新型コロナウイルス感染患者の県内医療機関での受け入れ【記者会見】

2月15日	県プレスリリース:「クルーズ船乗船者の新型コロナウイルス感染患者の県内医療機関での受け入れ【3名要請 計5名 受入】
2月20日	「令和元年度第2回郡山市健康危機対策本部会議」 ○「市等主催イベント中止等、市有施設休館の指針」を策定、同日施行 <span style="float:right">P.3</span>
2月21日	福島県保健所長会議 ○新型コロナウイルス感染症（保健所長出席）
2月21日	横浜検疫所（福島県経由）から「ダイヤモンド・プリンセス号」の下船者5名の情報提供、2/23～3/6 まで健康状態を把握と健康フォローアップセンター（厚生労働省設置）へ報告の要請があり、対応。（終了）
2月25日	「令和元年度第3回郡山市健康危機対策本部会議」 ○「市等主催イベント中止等、市有施設休館の指針」改定、同日施行。 <span style="float:right">P.3</span> ⇒不特定多数の参加者イベントの原則中止（延期）
2月25日	県プレスリリース:クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」(2/3 横浜市へ入港)からの下船者について ○感染の恐れのない方 7名は県内在住者
2月25日	<b>市プレスリリース</b> :クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」からの本市の下船者について ○県公表の7名のうち5名は市内在住者を確認
2月25日	新型コロナウイルス感染症対策連絡調整会議 <b>医療専門委員会</b> ○発生段階による医療体制について
2月26日	<b>新型コロナウイルス感染症研修会</b> （郡山市・郡山医師会 主催） ○講師：郡山市保健所長／福島県立医科大学附属病院 感染制御学講座 仲村究准教授
2月28日	「令和元年度第4回郡山市健康危機対策本部会議」 ○市指針を民間団体等へ周知、理解を求める。 ⇒同日、各課を通じ、民間へ市の指針を周知依頼。
3月2日	「新型コロナウイルス感染症患者の増加に際しての電話や情報通信機器を用いた診察や処方箋の取り扱いについて（厚生労働省）」を保健所から郡山医師会・郡山薬剤師会へ周知。
3月3日	「令和元年度第5回郡山市健康危機対策本部会議」 ○「 <b>新型インフルエンザ等対策特別措置法</b> 」の適用を想定した対応について、情報共有を図る。 <span style="float:right">P.4</span>
3月8日	「令和元年度第6回郡山市健康危機対策本部会議」 ○（県内初）感染例の情報共有、今後の対応策（市内での確定患者発生した場合の対応／市職員等（家族）が確定患者となった場合の対応／公表）について協議。
3月9日	「第2回郡山市新型コロナウイルス感染症対策連絡調整会議」 ○（県内初）感染例の情報共有、今後の対応策（市内での確定患者発生した場合の対応／市職員等（家族）が確定患者となった場合の対応／公表）について意見交換。

新型コロナウイルス感染症の疑いがある患者が発生した場合の対応

新型コロナウイルス感染症の疑いのある患者が発生した場合の対応(令和2年3月5日現在)

<p>1 市民が「帰国者・接触者相談センター(保健所内に設置)に相談</p> <p>【24時間対応】 相談電話番号:024-924-2163 ※「帰国者・接触者相談センター」をお願いします」と言ってください。</p>	<p>【お電話いただきたい方】</p> <p>① 発熱(37.5度以上)と呼吸器症状(咳など)があり、14日以内に中国湖北省及び浙江省並びに大韓民国大邱広域市及び慶尚北道清道郡の滞在歴がある方</p> <p>② 発熱(37.5度以上)と呼吸器症状(せきなど)があり、14日以内に中国湖北省及び浙江省並びに大韓民国大邱広域市及び慶尚北道清道郡に滞在歴がある方と接触した方</p> <p>※ 湖北省及び浙江省並びに大韓民国大邱広域市及び慶尚北道清道郡から帰国、または滞在歴がある方と最後に接触した日から、14日間朝晩検温し、発熱(37.5度以上)や呼吸器症状(せきなど)が出たら必ずご連絡ください。</p> <p>※ 上記以外の方は平日(8:30~17:00)にお電話ください。</p> <p>▶相談電話番号:024-924-2163(保健所地域保健課感染症係)</p>
↓	
<p>2 保健所が新型コロナウイルス感染症の疑いと判断</p>	<p>保健師が状況を確認させていただきます。</p> <p>○基準(上記の①又は②)に該当する方は次のステップへ。 (基準(上記の①又は②)以外の方は、かかりつけ医など、通常受診する医療機関を受診していただきます。)</p>
↓	
<p>3 保健所が「帰国者・接触者外来」を設置する病院と調整します</p>	<p>(1) 県内6か所の「帰国者・接触者外来」と保健所が調整します。</p> <p>(2) 相談者に受診する病院をお伝えします。</p> <p>(3) 受診先の病院に相談者が受診することをお伝えします。</p>
↓	
<p>4 保健所が受診先である「帰国者・接触者外来」をお知らせします</p>	<p>(1) 相談者は原則としてご家族が運転する自家用車などでお伝えした受診先へ移動してください。</p> <p>※ 万が一感染していた場合、タクシーなどの公共交通機関では運転手が感染する恐れがありますのでご理解ください。</p> <p>※ また、必ずマスクをするか、無い場合は咳エチケットをすることが感染を拡めないために重要です。</p> <p>(2) 独居等の理由でご自身での移動が困難な場合は保健師にご相談ください。</p>
↓	
<p>5 感染しているか検査をします</p>	<p>(1) 「帰国者・接触者外来」病院で相談者の「咽頭(のど)の拭い液」と「痰」をとります。</p> <p>(2) 検査機関で新型コロナウイルスの遺伝子検査(PCR検査)を行います。</p> <p>※ 検査は現在、福島県衛生研究所(福島市)と国立感染症研究所(東京)で実施しています。</p>
↓	
<p>6 検査で新型コロナウイルス感染が陽性になったら入院します</p>	<p>○県が指定する「指定感染症医療機関」(県内6箇所)への入院勧告をします。(令和2年2月1日以降は感染症法により入院等の勧告に強制力があります。)</p> <p>※ 勧告を受けて入院した分の医療費は軽減されます。</p>
↓	
<p>7 ウィルスが検出されなくなったら退院できます</p>	<p>○次の条件のときに退院となります。</p> <p>(1) 37.5度以上の発熱が24時間なく、呼吸器症状が改善傾向である。</p> <p>(2) 新型コロナウイルスの遺伝子検査(PCR検査)を2回実施する。</p> <p>(3) 2回とも結果が陰性であった。</p>

新型コロナウイルス感染症の相談件数(令和2年3月10日現在)

新型コロナウイルス関連コールセンター

		件数	合計
感染の疑い等に関すること	1 現在の健康状態について	71	106
	2 病気について	30	
	3 渡航、入国、帰国関係の相談	5	
感染症の予防に関すること	4 予防法、消毒、対処法、治療等について	102	107
	5 国内旅行(移動)、交通機関利用について	5	
医療機関を受診するときの注意点等に関すること	6 受診に関すること	317	317
新型コロナウイルスに関することやその他の相談	7 国・県等の対策について	18	381
	8 制度について	61	
	9 発生状況について	22	
	10 検査に関すること	109	
	11 マスク買い占めについて	20	
	12 クルーズ船について	55	
	13 その他(中国産〇〇は大丈夫か 等)	96	
カテゴリ別件数合計		911	
相談件数		766	

新型コロナウイルス感染症のPCR検査件数(令和2年3月10日現在)

18 件

厚生労働省からの通達・通知等(令和2年3月10日現在)

158 件



## 新型コロナウイルス感染症に係る市主催等イベント中止等及び市有施設の休館に関する指針

### 1 基本

市主催（実行委員会主催で市が関与しているものを含む。）の**不特定多数の参加者による大規模なイベント等は原則中止又は延期**とし、開催するイベント等は次のとおりとする。また、市有施設の休館については、次の基準により判断する。

### 2 開催するイベント等

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策のための会議等
- (2) 電子会議やネット中継等の代替手段による会議等
- (3) 市政の運営上、緊急を要する会議等
- (4) その他中止又は延期することが市民生活やこおりやま広域圏市町村との関係上、影響のあるイベント等（この場合は開催判断理由を示すこと）

### 3 市有施設の休館に関する指針

県内で同感染症の患者が発生した場合、濃厚接触等により飛沫感染又は接触感染の可能性が高い施設については、施設の性格を考慮し、休館とすることがある。

### 4 イベント等を開催し、又は市有施設を開館する場合は次のことに留意する。

#### ① 事前の周知

発熱、呼吸器症状（せき、くしゃみ等）がある方はイベント等への参加又は施設の利用をご遠慮いただくことを周知する。

#### ② 開催時等の対応

- ・ 会場や施設の入り口に手指消毒の資材等を配置する。
- ・ 多くの方が触れる場所（ドアノブなど）をこまめに消毒する。
- ・ イベント等の参加者や施設利用者（以下「参加者等」という。）に対して**咳エチケット**を励行すること等の注意事項を周知する。

#### ③ 主催者等によるフォロー

主催者又は施設管理者は参加者等に**感染症対策の注意喚起**や**保健所へ相談する場合等**について記載したチラシを配布、周知する。

### 5 指針の適用期間

この指針の適用期間は、当分の間、令和2年3月31日までとする。

### 6 指針の改正について

この指針は、同感染症の発生動向を踏まえ随時改正する。

### 7 附 則

この指針は、令和2年2月20日から施行する。

この指針は、令和2年2月25日から施行する。

中止・延期とした市主催等のイベント（令和2年3月10日 15:00現在）

2/25~3/31までの開催予定のもの

571 件中 397 件

# 新型コロナウイルス感染症対策の本市の組織体制

## 本市（内部）

郡山市健康危機対策本部会議	
本部長	： 市長
副本部長	： 副市長、教育長、 水道事業管理者
本部員	： 関係部局長
特別会員	： 郡山広域消防組会消防長
＜主な任務＞	
・ 情報収集、原因究明、感染拡大防止の措置及び対応、関係機関との連絡調整、救急搬送体制の確保等の迅速かつ円滑な実施を図る。	
開催	令和2年1月29日～（6回開催）

新型コロナウイルス等  
緊急事態宣言

移行

郡山市新型コロナウイルス対策本部会議	
本部長	： 市長
副本部長	： 市長が任命
本部員	： 市長が任命
＜主な任務＞	
政府対策本部長が定める基本的な対応方針及びその行動計画に基づき対策を実施するため、情報交換や連絡調整を行う。	
「郡山市新型コロナウイルス対策本部条例」設置	

郡山市新型コロナウイルス対策行動計画 (平成26年11月策定)
------------------------------------

継続

郡山市健康危機対策連絡調整会議	
会長	： 保健所長
副会長	： 保健所次長
構成員	： 関係各課長
＜主な任務＞	
・ 重大な健康危機の対応、拡大の防止等について検討、協議、各部局間の連絡調整を図る。	
開催	令和2年2月3日（1回）

## 本市（外部）

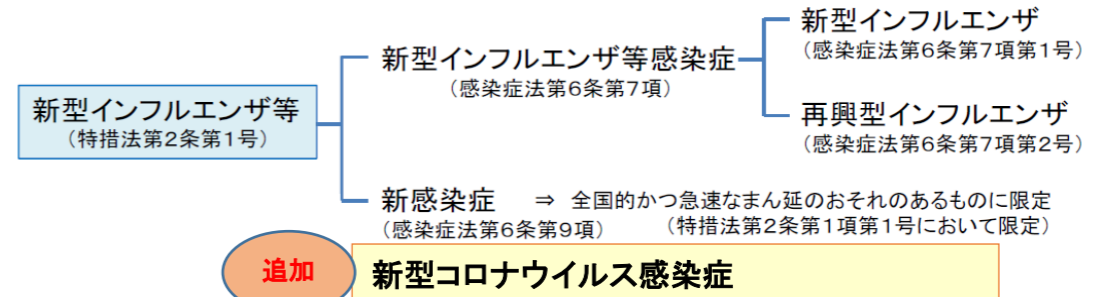
郡山市新型コロナウイルス感染症連絡調整会議		専門部会	
構成員	： 医療関係者、商工関係者、郡山広域消防組合、救急医療関係者、警察署、観光・宿泊事業者、運輸関係者 等 市長が招集	医療専門委員会	
		構成員	： 医師会長 // 副会長 // 理事 (9名)
＜主な任務＞		＜主な任務＞	
新型コロナウイルス感染症の対策等について、情報交換、意見交換を行う。		新型コロナウイルス感染症に関する医療の確保	
開催	令和2年1月31日～（2回）	開催	令和2年2月25日（1回）

継続

# 今後の法整備

報道によると、政府は、「**新型インフルエンザ等対策特別措置法**」の対象に「**新型コロナウイルス感染症**」を加える改正案を10日閣議決定、13日に国会で成立を目指している。

## 新型インフルエンザ等とは



- **新型インフルエンザ**とは、人から人に持続的に感染するウイルスを病原体とするインフルエンザであって、国民の大部分が免疫を獲得していないことから、全国的かつ急速なまん延により、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの。
- **再興型インフルエンザ**とは、かつて世界的に流行したインフルエンザであって、現在の国民の大部分が免疫を獲得していないことから、全国的かつ急速なまん延により、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの。
- **新感染症**とは、感染症であって、既知の疾病と病状や治療の結果が明らかに異なるもので、病状の程度が重篤であり、新型インフルエンザと同様に、まん延により、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの。

## 新型インフルエンザ等対策特別措置法の概要

～危機管理としての新型インフルエンザ及び全国的かつ急速なまん延のおそれのある新感染症対策のために～

新型インフルエンザ及び全国的かつ急速なまん延のおそれのある新感染症に対する対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

### 1. 体制整備等

- (1) 行動計画の作成等の体制整備
  - ① 国、地方公共団体の行動計画の作成、物資・資材の備蓄、訓練、国民への知識の普及
  - ② 指定公共機関(医療、医薬品・医療機器の製造・販売、電力、ガス、輸送等を営む法人)の指定・業務計画の作成
- (2) 権利に制限が加えられるときであっても、当該制限は必要最小限のものとする
- (3) 発生時に国、都道府県の対策本部を設置、新型インフルエンザ等緊急事態に市町村の対策本部を設置
- (4) 発生時における**特定接種**(登録事業者※)の従業員等に対する先行的予防接種の実施  
※医療提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって、厚生労働大臣の登録を受けているもの
- (5) 海外発生時の水際対策の的確な実施

## 「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」

新型インフルエンザ等(国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものに限り)が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるとき

### 2. 「新型インフルエンザ等緊急事態」発生の際の措置

- ① 外出自粛要請、興行場、催物等の制限等の要請・指示(潜伏期間、治療するまでの期間等を考慮)
- ② 住民に対する予防接種の実施(国による必要な財政負担)
- ③ 医療提供体制の確保(臨時の医療施設等)
- ④ 緊急物資の運送の要請・指示
- ⑤ 政令で定める特定物資の売渡しの要請・取用
- ⑥ 埋葬・火葬の特例
- ⑦ 生活関連物資等の価格の安定(国民生活安定緊急措置法等の的確な運用)
- ⑧ 行政上の申請期限の延長等
- ⑨ 政府関係金融機関等による融資 等

○ 施行日:平成25年4月13日 ※法律の公布日 平成24年5月11日



# 新型コロナウイルスを防ぐには

## 新型コロナウイルス感染症とは

**発熱やのどの痛み、咳が長引くこと（1週間前後）が多く、強いだるさ**

**（倦怠感）を訴える方が多いことが特徴**です。

感染しても軽症であったり、治る例も多いですが、季節性インフルエンザと比べ、重症化するリスクが高いと考えられます。重症化すると肺炎となり、死亡例も確認されているので注意しましょう。

特に**ご高齢の方や基礎疾患のある方は重症化しやすい可能性**が考えられます。

新型コロナウイルスは**飛沫感染と接触感染により感染**します。空気感染は起きていないと考えられていますが、閉鎖した空間・近距離での多人数の会話等には注意が必要です。

飛沫感染	感染者の飛沫（くしゃみ、 <sup>せき</sup> 咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染します。
------	-------------------------------------------------------------------------------

接触感染	感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染します。
------	--------------------------------------------------------------------------------------

## 日常生活で気を付けること

まずは手洗いが大切です。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などにこまめに石けんやアルコール消毒液などで手を洗いましょう。

咳などの症状がある方は、マスク着用等の咳エチケットを行ってください。

咳やくしゃみを手で押さえると、その手で触ったものにウイルスが付着し、ドアノブなどを介して他の方に病気をうつす可能性があります。

持病がある方、ご高齢の方は、できるだけ人混みの多い場所を避けるなど、より一層注意してください。

**発熱等の風邪の症状が見られるときは、学校や会社を休んでください。**

発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録してください。

## こんな方はご注意ください

令和2年2月25日改訂版

次の症状がある方は、まずは「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている  
(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)

強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある

※ **高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合**

センターでご相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」をご紹介します。

マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

### 【福島県】帰国者・接触者相談センター

受付時間：午前9時～午後5時平日のみ

県北保健所 024-534-4108 県中保健所 0248-75-7827

県南保健所 0248-21-8188 会津保健所 0242-29-5203

南会津保健所 0241-63-0306 相双保健所 080-2807-0489

福島市保健所 024-535-8662 郡山市保健所 024-924-2163

いわき市保健所 0246-27-8596

受付時間外は上記電話番号におかけいただき、案内に従ってご連絡ください。

緊急携帯電話等での対応となります。

## 一般的なお問い合わせなどはこちら

その他、ご自身の症状に不安がある場合など、一般的なお問い合わせについては、次の窓口にご相談ください。また、新型コロナウイルス感染症の検査は、現時点では医療機関で行っておりません。検査についても下記でご案内しています。

厚生労働省相談窓口 0120-565653 (9:00~21:00 土日・祝日も実施)

聴覚に障害のある方をはじめ、電話での相談が難しい方 FAX 03-3595-2756

【福島県】専用相談ダイヤル 024-521-7871 (8:30~21:00平日のみ)

保健所の受付時間：8:30~17:15平日のみ(中核市保健所の時間は異なる場合があります)

県北保健所 024-534-4113 県中保健所 0248-75-7818

県南保健所 0248-22-6405 会津保健所 0242-29-5512

南会津保健所 0241-63-0306 相双保健所 0244-26-1329

福島市保健所 024-535-8661 郡山市保健所 024-924-2163

いわき市保健所 0246-27-8595

最新情報についてはホームページをご覧ください [福島県](#) [新型コロナ](#)で検索